

障害者を差別や虐待から守るために

すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らせる社会を実現するため、平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されます。平成24年10月に施行された「障害者虐待防止法」と併せて、障害者を差別や虐待から守るための法律についてお知らせします。

☎ 社会福祉課障害福祉係 ☎23-2167
各総合支所市民福祉課
大崎市障害者虐待防止センター(大崎地域相談支援センターさてら) ☎21-8839

「障害者差別解消法」「障害者虐待防止法」の対象となる人

- 身体障害のある人
 - 知的障害のある人
 - 精神障害(発達障害を含む)のある人
 - そのほかに、心身の機能に障害のある人で、障害や社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人
- ※障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

障害者差別解消法

国や市町村などの行政機関や、会社や店などの民間事業者において、障害を理由とする差別を無くし、すべての人が互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らせる社会の実現を目的としています。

障害者差別解消法の施行により、不当な差別的取り扱い

は、国や市町村などの行政機関と民間事業者において禁止され、また、合理的配慮の提供について、国や行政機関は法的義務を、民間事業者は努力義務を負うこととなります。

障害を理由とする差別とは

■ 不当な差別的取り扱い
障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を

拒否したり、制限したり、条件を付けたりする行為。

【例】サービスの提供や入店を拒否する行為など

合理的配慮の不提供

障害がある人から、何らかの配慮を求めると意思表示(※)があつた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除く、必要で合理的な配慮を行わないことにより、障害がある人の権利利益が侵害されること

【例】筆談や読み上げなどを行わないことなど

※知的障害などにより本人自らの意思を表明することが困難な場合は、家族などが本人を補佐して意思表示することもできます。

【社会的障壁とは】

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもの

障害者虐待防止法

- 社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)
- 制度(利用しにくい制度など)
- 慣行(障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など)
- 観念(障害のある人への偏見など)

虐待の種類

虐待の禁止、予防や早期発見、養護者に対しての支援などを定め、障害のある人の権利利益を擁護することを目的としています。

虐待の種類

■ 養護者(家族など)による虐待
障害のある人の身の周りの世話などを行っている家族などによる虐待

(仮称) 障害者の虐待防止と差別解消に関するセミナー

日時：10月14日(水)
14時～16時

会場：大崎生涯学習センター(パレットおおさき)

定員：200人

※セミナーの詳細は、広報おおさき10月号でお知らせします。

- 障害者福祉施設従業者などによる虐待
- 障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所などで働く職員による虐待
- 使用者による虐待
- 障害のある人を雇用している事業主による虐待
- 虐待の行為の例
- 身体的虐待
- 心理的虐待
- 性的虐待

- 見せる、裸にするなど
- 放棄・放任(ネグレクト)
- 経済的虐待
- 身体的虐待
- 心理的虐待
- 性的虐待

相談・通報

障害がある人への虐待と思われる行為を発見した場合は、通報する義務があります。虐待を受けた、あるいは、発見した人は、市の担当窓口や障害者虐待防止センターに通報・相談してください。通報者の情報は固く守られます。

意外と知らない下水道のはなし

9月10日は下水道の日です。下水道は、汚水の排除、浸水の防除、トイレの水洗化などの生活の改善だけでなく、河川や湖沼などの水質を保全する重要な施設です。

☎ 下水道課管理係 ☎5842・排水設備係 ☎5831

下水道への接続

公共下水道工事が完了したら、その区域の建物の所有者には、下水道への接続が義務付けられます。

接続工事は、専門的な技術を伴うため、市が指定する「排水設備指定工事業者」以外では工事ができません。新設や改造、修繕の際は、排水設備指定工事業者に相談してください。

なお、水洗トイレ改造資金の一部を無利子で貸し付ける制度もあります。

詳しくは市ウェブサイトで確認するか、下水道課までお問い合わせください。

浄化槽市町村整備推進事業

「浄化槽市町村整備推進事業」は、市が個人宅の浄化槽を設置し、浄化槽の維持管理を行

う事業です。利用者は、設置費用の一部(分担金)と維持管理費用(使用料)の負担が必要です。

公共下水道と農業集落排水事業が利用できない区域の希望者が事業対象です。

下水道の正しい使い方

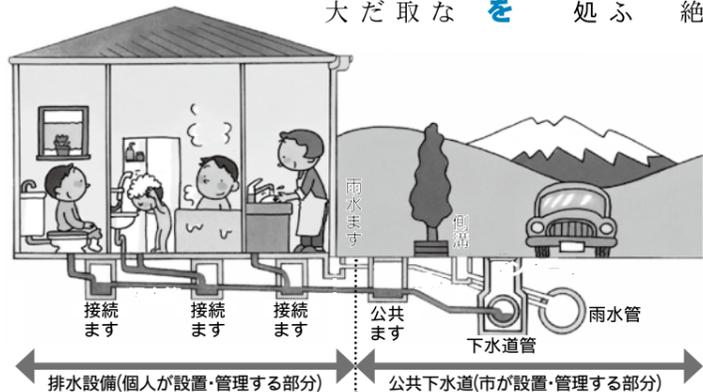
下水道本管や公共汚水ますの詰まりは、油が固まってしまったり、異物が入ってしまうことで発生します。

野菜くず、髪の毛、ビニール、布類、紙おむつ、ティッシュペーパー、衛生用品などの水に溶けない紙類、土砂、爆発する恐れ

があるもの(薬品、アルコール、ガソリン)などは、下水道へ絶対に流さないでください。 ※天ぷら油は古新聞などでふき取り、燃えるごみとして処分してください。

定期的な点検と掃除を

一般の家庭では、接続ますなどを定期的な点検し、異物を取り除くなど掃除を行ってください。また、飲食店など油を大量に使用する事業所は、公共下水道施設の機能を劣化させないよう、グリーストラップなどの「油分分離装置」の設置が義務付けられており、定期的な点検・掃除が必須です。公共下水道の適切な維持管理のため協力をお願いします。



秋の交通安全県民総ぐるみ運動を実施します



9月は「秋の交通安全県民総ぐるみ運動」が、県下一斉に推進されます。交通ルールを守り、事故のない明るい地域づくりに努めましょう。

☎ 防災安全課交通防犯担当 ☎23-5144

運動の期間

9月21日(月)～30日(水)

交通事故死ゼロを目指す日

9月30日(水)

運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

運動の重点

- ▶ 自転車の安全利用の推進
- ▶ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ▶ 飲酒運転の根絶

車の検査標章(ステッカー)のはり忘れはありませんか?

自動車には、自動車検査証(車検証)を備え付け、国土交通省令で定める検査標章(フロントガラスにはるステッカー)を表示しなければ、その自動車は運行できないことになっています。車の検査標章のはり忘れに注意してください。